

山口県踏切道改良協議会合同会議設置要綱

(目的)

第1条 山口県踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、山口県内の踏切道及び地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他山口県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

(協議事項等)

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- (2) 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- (3) 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- (4) 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法第15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、(1)及び(3)の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- (5) 法第3条又は法第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(合同会議の組織)

第3条 合同会議は、別表1又は別表2に掲げる踏切道（以下「各踏切道」という。）及び協議会（以下「各協議会」という。）の踏切道を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省中国地方整備局長又は国土交通省中国運輸局長とし、副議長は、国土交通省運輸局長又は国土交通省中国地方整備局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各協議会の構成員、各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者、都道府県知事など別表4に掲げる構成員のほか、議長が必要と認める者とする。

(踏切道改良検討会)

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関して指定に向けた具体的検討を行うため山口県踏切道改良検討会を設置する。

2 踏切道改良検討会に係る要綱は別に定める。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、各協議会の議長、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、中国地方整備局道路部地域道路課、山口河川国道事務所計画課及び中国運輸局鉄道部技術・防災課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱の一部改正は、令和5年2月13日から施行する。

別表1 改良すべき踏切道関係

協議会名 又は踏切道名	踏切道の 法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
柳井田堤踏切道 改良協議会	令和3年4月13日	山口県知事	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部長
上郷西踏切道 改良協議会	平成29年1月27日	山口市長	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部長
平原踏切道	平成29年1月27日	宇部市長	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部長
大方踏切道	平成30年1月29日	山口県知事	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部長
セメント町踏切道	平成30年1月29日	山口県知事	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部長
豆尾第1踏切道	令和3年4月13日	田布施町長	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部長
高磯折第1踏切道	令和3年4月13日	下関市長	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部長
玉川踏切道	未指定	宇部市長	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部長
八王子踏切道	未指定	宇部市長	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部長
沖見町踏切道	未指定	周南市長	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部長
自得寺踏切道	未指定	周南市長	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部長

別表2 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道関係

協議会名 又は踏切道名	踏切道の 法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
該当なし			

別表3 (第3条関係)

議長及び副議長	代理
国土交通省中国地方整備局長	国土交通省中国地方整備局地域道路調整官
国土交通省中国運輸局長	国土交通省中国運輸局鉄道部次長

別表4 山口県踏切道改良協議会合同会議 構成員

構成員	代理
中国地方整備局長	中国地方整備局建政部都市・住宅整備課長
	中国地方整備局道路部地域道路課長
	中国地方整備局山口河川国道事務所長
中国運輸局長	中国運輸局鉄道部技術・防災課長
	中国運輸局鉄道部安全指導課長
山口県知事	山口県環境生活部県民生活課長
	山口県土木建築部道路建設課長
	山口県土木建築部道路整備課長
	山口県土木建築部都市計画課長
	山口県防府土木建築事務所長
下関市長	下関市建設部長
宇部市長	宇部市土木建設部長
山口市長	山口市都市整備部長
周南市長	周南市建設部長
田布施町長	田布施町建設課長
山口県警察本部長	山口県警察本部交通部交通規制課長
山口市教育委員会教育長	山口市教育委員会学校教育課長
西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部長	西日本旅客鉄道株式会社
	中国統括本部施設部設計協議課長